

## 第41回 通常総会の報告

第41回総会の結果についてはすでに先月号でお伝えしていますが、この号では総会特集として審議の様子と、総会を通じて理事会からの見解をお伝えします。

## 総会内容

開催日時: 2023年5月28日(日)

午前10時~午後2時

開催場所:東京都清瀬市下清戸1-212-4

清瀬市コミュニティプラザ ひまわり 講座室(1階)



▲山形 茂樹議長(右)

定刻、関口 武美副理事長が司会進行役となり、本総会の開会を告げ、ついで理事会を代表して甲田 眞市理事長の挨拶がありました。次に進行役は議長等の選出を諮る手続きに入りましたが、議長等の選出については出席者の中から理事会であらかじめお願いしている議長、書記、立会人を推薦し、それを議場で承認いただくことで進めたいと述べ、下記の方を推薦するとともに議場に承認を求めました。議場は異議なくこれを承認しました。

議長	書記(署名人)議事録		立名	<b></b>
山形 茂樹 氏	沼田 則子 氏	八代田 憲司 氏	関根 文子 氏	田島 正幸 氏
3 0 – 2	12-108	5 2 – 1	4 – 3 0 1	20-1

議長等が所定の席につき、議長から現時点での本総会の出席組合員数について下記の報告があり、議長は、組合員総数に対し75.9%の組合員の出席があるため議案を審議するに要する 定足数を満たしており、本総会は有効に成立している旨を述べました。

組合員数	5 0 7名	実出席38名(ただし内1名は2票の議決権を有している)。
出席組合員数	385名	委任状18名。議決権行使書提出329名。

この後、議場より定足数の報告に関して、委任状の被委任者(委任されている人)の内容を明らかにし、その内容は記録しておくべきである旨の発言がありました。事務局より被委任者

はいずれも理事長または議長とされており、委任状の数は出席者数に加えているとの説明が行 われ、議長よりこの旨を議事録にも留めるようにとの指示がなされています。

また、議場から、今回の総会出席を事前の質問・意見等を提出している者に限るという制約 を付してなされていることについての意義を述べながら、「本来総会出席の目的は、総会出席 者が議場での意見交換等に接しながら、仮に意見等がない人でもそうしたことで自らの考えを 見直すなど総会としての質の向上を図ることであり、今後の総会の運営について検討をされた い」との意見がありました。この意見について、理事会からは「過去3年のコロナ禍対策にな らって原則的な出席の呼び掛けを行ったもので、出席を拒否することは行っていない」との応 答がなされています。議長は意見の主旨を受け止め、今後の運営に生かしてもらうことを理事 会に要望することでこのやりとりを引き取りました。

ついで議長は議案の審議に入ることを告げましたが、議長より議事の進め方について発言が あり、議案書は組合員の許に4月28日に届けられ、組合員にはこれについて意見・質問等を 5月13日までに提出することが要請され、理事会からの回答は5月24日に組合員に書面 (以下、議案書に対する正誤表を含む理事会より提出された回答文書を「**書面回答**」といいます)

をもって行われているので、議案書記載の提案趣旨説明お よび書面回答による質疑応答の説明・報告は簡略にするこ とで審議を効率的に進めるとともに、この場では上記以外 の質疑・意見を中心に審議することで進めたいと述べ、議 場はこれを了承しました。これを受けて、第1号議案の提 案趣旨説明が各担当理事より行なわれました。



### 第1号議案

## 2022年度業務報告

## 1-1 2022年度事業経過報告

- 1 資産の管理と保全
  - - (1) 組合資金の運用 (2) 団地資産への損害保険の付保

(3) 営繕関係

(4) 施設関係

(5) 広報

2 住みよい環境の保全

(1) 植栽

(2)環境

3 安全で暮らしやすい環境の共有をめざして

(1) 安全部会(2) 文化・娯楽部会

(3) 共助・環境部会

以上、関口武美副理事長より説明

以上、渡辺義一郎理事より説明

大羽真紀子副理事長より説明

関口 武美副理事長より説明

杉原文治理事より説明

上田 格理事より説明

沖山順子理事より説明

渡辺義一郎理事より説明

萩元 寿子監事より報告

1-2 2022年度決算報告

2022年度監査報告 1 - 3

議案の説明が終了し議長が審議に入る旨を告げ、その後議場では以下の質疑・応答がありま した。書面回答においては、役員・委員手当等の未払いに関する意見等8件の質疑・意見が出 されています。

(質問・意見陳述) 植栽の事業報告に関し、正誤表で記載内容の時系列を訂正する報告があったが、この主旨からすると、4~3月の事業年度からすれば、3月の実施報告は各項目では最後に記載されるのではないか。

(理事会回答) 指摘のとおり、実施年度を違えた誤記で、お詫びして修正する。

(質問・意見陳述) 2・3月の未支給の役員手当については、未払金に計上する措置を取るべきで、理事会の了解があったからということで会計処理を先送りするような措置はよろしくない。また、監査報告にあった備品処理の不備の指摘についても、その内容は伝える措置を取っておくべきではないか。

(理事会回答) 会計担当事務職員が産休に入ったことで、事務処理ができず、理事会の了解の下に異例の措置を取ることにした。その経緯や今後の措置等は、広報誌で組合員に報告する(→P.10参照)。

(※この質疑応答については、「決算は3月末締めで、総会は5月末ということもあるので、その間を利用して決算措置を取るという措置で対処するのがいい」という発言、また、未払金未計上に関する再発防止策等についての質問とそれに対する理事会からの応答がありました)

議長は「本件については事案の経緯、今後の措置を含め、理事会として広報誌上で組合員に 明確に説明・報告していただくことにする」と述べ、これらの発言を引き取りました。

採決の方法は、議場の出席者が少ないことから、挙手による確認によることが議長から説明され、議場はこれを了承しました。議長が議場に第1号議案に関する賛否の意思を示すことを求め、その結果が議決権行使書等の結果とともに議長に報告され、議長よりその結果が発表されました。

なお採決の方法は、第2号議案以降についても同様に行われることで議場は了承しています。

## ◆採決結果

第1号機案は右記 の通り、賛成が出席 組合員の過半数を得 ており、原案通り可 決されました。

	賛成	反対	保留	合計
実出席	3 6	0	3	3 9
議決権行使書	3 2 6	2	0	2 8
委任状	18	0	0	18
合計	3 8 0	2	3	3 8 5

#### 第2号議案

## 団地建物共用部分損害保険契約の更新

ついで議長は第2号議案の審議に入る旨を告げ、大羽 真紀子副理事長から議案書記載内容に 沿って主旨説明が行われました。説明終了後、議長が審議に入る旨を告げ、その後議場では以 下の質疑・応答がありました。書面回答では質疑等はありません。

(質問) 保険契約の更新にあたっては、保険料総額をできる限り少なくすることを考えたという説明だが、 各社の見積案の比較からだけでは、東京海上と損保ジャパンを組み合わせるのが一番いいのではと 見える。そうできなかった事由は何か。

(回答) 損保ジャパンの案は、施設賠償保険に関しては一番低かったが、損保ジャパンは社の方針で、 火災保険、地震保険を含めた一括契約でないと応じられないという方針を変えてくれなかった。東京 海上とのセット契約に応じてくれた三井住友の施設賠償を採用するのが一番いいということになった。 議案書での説明が不十分だった。

(質問) 更新する損害保険契約には、組合活動に関る場合の傷害保険のようなものは入っているか。こ

れまでは、個別的な傷害保険でカバーしてきたように思っている。市役所などが関る場合のボランティア保険があるが、これは管理組合の活動には適用がない。

(回答) 組合活動に関る傷害保険は、今回の損害保険には含まれていない。従来は個別的な傷害保険でカバーしてきたが、数年前に三井住友の「自治会保険」の照会を受け、組合活動に関してはこの保険が有効であると考え、毎年更新している。

(※これらの質疑・応答に関し「議案書にその内容が説明されてる形にはなっていない。組合員 全員に知らされるような措置を取ってほしい。」との要望意見が出されています)

(質問・意見) 常々、保険というものに疑念を持っている。組合が保険を掛けていて、無駄になっているのではないかと思っている。屋根が傷んだ、水漏れが生じたという事故があっても、それが個人の保険でカバーされるのか、組合の保険なのか、または号棟で積み立てている金で負担するのかよく分からないことが多い。今後建物は古くなってきて、修理に金がかかることばかりといえる。私は保険など無駄ではないかという感想的、感覚的な考えを持っているが、次の更新のときまでにでも、付保は無駄ではないかという点も含めて大きく検討してはどうか。

理事会からの回答を求める趣旨ではなかったこともあり、議長が「団地としての安全を図る上で、保険は必要と考え対処してきているが、総会では保険を是とすることに疑念を述べるご 意見も出たということを伝える。」と述べて、論議を引き取っています。

上記以外の発言等はなかったので、議長は第2号議案の審議を終了し、採決に入ることを告 げ、採決が行われました。

## ◆採決結果

第2号議案は右記の通り、賛成が出席組合員の過半数を得ており、原案通り可決されました。

	賛成	反対	保留	合計
実出席	3 8	0	2	4 0
議決権行使書	3 2 8	0	0	3 2 8
委任状	18	0	0	18
合計	3 8 4	0	2	3 8 6

#### 第3号議案

## 監視カメラ設置・運用のための細則の新設(→P.10参照)

ついで議長は第3号議案の審議に入る旨を告げ、議案の主旨説明を理事会に求め、大羽副理 事長から議案書記載内容に沿って主旨説明が行われました。説明終了後、議長が審議に入る旨 を告げ、その後議場では以下の質疑・応答がありました。書面回答での質疑・意見等は1件で した。

(意見) ごみの不法投棄の現状は相変わらずの酷い状態が続いている。理事会が監視カメラの設置を 試みたときはそれなりの効果があった。一旦中断されているが、議案原案に沿って、是非設置を再開 してもらいたい。

#### (質問) 本議案に関し次の疑念がある。

- ①設置に関するアンケートで、設置に慎重な方も多いというが、組合員数の4分の1に達するような人数だったのか。
- ②細則の不備とされる項目があるのなら、修正を図ることを考えるとあるが、修正する場合の考えを聞

かせてほしい。

③映像データとして個人が映っている場合の取り扱いについては、行政と協議するとあるが、基本的に 個人情報に当たるので、請求があれば開示せざるを得ないのではないか。

- (回答) 環境委員会による地域の巡回や広報誌での度々の呼び掛けにも拘わらずごみの不法投棄が 改善されなかったが、試みにカメラを設置したところ、効果が上がるという手応えを感じたので、設置に 踏み切ることを提案している。十分な検討ができておらず不備があるといわれるが、不備はその都度 修正すればいいと考えている。
- (回答) 設置に関するアンケートは、昨年の7月に広報誌で発表している。アンケートの回答者は176件で、全体の35%に当たる。このうちの30~40%の人がカメラの設置に消極的な回答を示されていた。 設置反対が数として住人の4分の1以上というのではない。

これらの回答を受けて、原案に対する賛否の意見等が続きました。議案の提案を批判し、反対する主な意見は次のようなものがありました。

- ○議案書では、アンケートから見た住人の意向を考慮すると、特別決議を得られないと考え今回の提案になったということだが、カメラ設置の問題は、プライバシーにかかわる問題が大きく、慎重な対応が必要である。規約改正委員会では、議案にある細則の提案を特別決議を要する「規則」とする提案をし、答申している。住人のより多くの賛同を得て、慎重に対処しようとする趣旨からである。理事会が答申と異なる判断をされることは構わないが、それなら異なる判断をされた事由を事前に明らかにし、説明すべきである。また、住人の4分の1の反対が予測されるので諦めたというが、先の議案の採決でも明らかなように、問題は議決権行使書の数が特別決議を得るに必要な程度にないことである。理事会としては、議決権行使書の提出を促し、丁寧な説明をして、反対者の気持ちを変えるような努力が必要になる。理事会がそういった努力をされたようには思えない。
- ○ごみの不法投棄の防止のために、設置する監視カメラはどうしても市道などの公開された場所に向けざるを得ない。そうすると意図しないのに普通に通行している人が映ってしまうことが起こる。このことから規約改正委員会の論議では、理事会からの諮問を発展させる形で、監視カメラを防犯カメラとし、設置のルールを特別決議を必要とする規則にして、より多数の方の承認・確認の慎重に実施していこうとすることになったものだ。提案の議案は、この考え方を理事会の判断で替えられたものだが、その事由が明らかにされていない。
- ○監視カメラ設置の問題は、プライバシー保護と大きく関わっている。提案の議案のままでは、そういったことが起こったときに対処できないのではないか。仮に外部の人から、法人である管理組合がプライバシー侵害で訴訟を起こされたときには、どう対応するのか、提案では明らかでない。理事会の提案は問題の転がし方がどうも強引に過ぎるように思う。もっと慎重な進め方が必要ではないか。

#### 議案の提案を支持する意見は次のようなものでした。

- ○環境委員会のメンバーとして、ごみの不法投棄について、広報活動など色々な活動を行なってきた。 しかしなかなか効果的なことが行えなかった中で、試験的に設置した監視カメラの効果が表われて、 この対策が効果的だと思った。カメラ設置には規約改正委員会で論議されたような問題点があること は理解できるが、何とか対処できる方法を講じて、設置を実現したい。
- ○住いの周辺の実態を見ていると環境委員会のメンバーが述べられたと同様の思いである。プライバシー の問題など課題はあろうが、原案によりながらカメラの設置を進めるべきだ。

論議が続く中で、「本議案の審議を中断し、他の議案の審議を先行させる」、「本議案の審議を中断し、時間をおいて(2ヶ月後など)臨時総会を持って論議する」、「理事会が一旦本

議案を撤回してはどうか」等の意見もあったが、議長はこれらの意見を取り上げて賛否を問うような措置は取っていません。

上記の意見等が連続したところで、理事会から「論議が2時間近くも続いたので、この辺で休憩を取り、この休憩時間を利用して理事会としては今後の論議の進め方を協議したい」との提案がありました。議長はこの提案を受け、ここで10分の休憩を取り、休憩時間終了後に理事会の見解を聞いたうえで論議を続けることを決定し、議場は休憩に入りました。

なお、本議案に対する賛否両論が対立していますが、議案を批判し反対する論者もカメラを 設置することに反対しているものではありません。

休憩時間が終了し議長が議場の論議再開を告げ、理事会に休憩中の理事会での協議結果の説明を求めました。甲田理事長から「3号議案について賛否それぞれの立場からのご意見を伺ったが、理事会としては論議を続けていただき、議案の可否の採決を諮っていただきたい。」との理事会の考え方が示されました。

これを受けて議長は、これまでの論議を踏まえた上での論議を議場に促しましたが、議場から議事運営に関する緊急動議が出されました。動議の主旨は、このまま3号議案の論議を継続するか延期するかの是非を問うものでしたが、議長はこの動議の是非を問うことに決し採決が行われました。その採決の結果は右記の通 ◆緊急動議(第3号議案の審議継続) 出席者:36名

りとなり、本議案の審議を継続する ことになりました。

	審議の延期	審議の継続	保留
結 果	11	23	2

緊急動議の採決後、議長が議場に論議を促しましたが議場からは新たな意見等は出ることはなく、議長は第3号議案について審議を終了し採決に入ることを告げ、採決が行われました。

## ◆採決結果

第3号議案は右記 の通り、賛成が出席 組合員の過半数を得 ており、原案通り可 決されました。

	賛成	反対	保留	合計
実出席	3 1	2	3	3 6
議決権行使書	3 2 0	8	1	3 2 9
委任状	18	0	0	18
合計	3 6 9	1 0	4	3 8 3

## 第4号議案│ 植栽業者委託契約

ついで議長は第4号議案の審議に入る旨を告げ、議案の主旨説明を理事会に求め、大羽副理 事長から議案書記載内容に沿って主旨説明が行われました。説明終了後、議長が審議に入る旨 を告げ議場に審議を求めましたが議場からの質疑等はなく、議長は第4号議案について審議を 終了し採決に入ることを告げ、採決が行われました。書面回答においても質疑等はありません。

## ◆採決結果

第4号議案は右記 の通り、賛成が出席 組合員の過半数を得 ており、原案通り可 決されました。

	賛成	反対	保留	合計
実出席	3 6	0	0	3 6
議決権行使書	3 2 7	1	1	3 2 9
委任状	18	0	0	18
合計	3 8 1	1	1	3 8 3

## 第5号議案

## テレビ共同受信施設の改修工事

ついで議長は第5号議案の審議に入る旨を告げ、議案の主旨説明を理事会に求めました。大羽副理事長から議案書記載内容に沿って主旨説明が行われ、説明終了後、議長が審議に入る旨を告げ、議場に審議を求めました。議場では以下の質疑等があり、書面回答においては、手続きに関する質疑が1件ありました。

**(質問)** 書面回答においても指摘したが、テレビ埼玉については「同意を得る」手続きが必要ではないか。

(回答) ご指摘の通り、同意の手続きが必要で、同意を求める(→P.10参照)。

(質問) この種の工事には相見積をとるのが通例だが、相見積は取ったか。

(回答) 取っていない。議案に記載した業者とは最終的な段階には至っていない。(→P.10参照)。

議場からの質疑等は上記以外にはなかったので、議長は、第5号議案について審議を終了し 採決に入ることを告げ、採決が行われました。

#### ◆採決結果

第5号議案は右記の通り、賛成が出席組合員の過半数を得ており、原案通り可決されました。

	賛成	反対	保留	合計
実出席	3 5	0	1	3 6
議決権行使書	3 2 3	6	0	3 2 9
委任状	18	0	0	18
合計	3 7 6	6	1	383

#### 第6号議案

## 『長期修繕計画書(第4版)』の一部改訂

ついで議長は第6号議案の審議に入る旨を告げ、議案の主旨説明を理事会に求めました。大羽副理事長から議案書記載内容に沿って主旨説明が行われ、説明終了後、議長が審議に入る旨を告げ、議場に審議を求めました。議場では、以下の質疑等がありました。書面回答においては、資料の不備を指摘する意見が2件、工事の再検討を求める意見が1件ありました。

(質問) 議案書にある「各棟長期修繕計画表」は別途配布するとあるが今日まで配布されていない。議案書に別途配布するといった場合は、その配布物は議案書と同格に扱われるということになるので、配布を待っていたが、配布されなかった。 遺憾である。

(回答)「各棟長期修繕計画表」は、長期修繕計画委員会とも相談したが、議案書と同時配布と認識していなかった。お詫びして配布する措置を取る。

以上の他には議場からの質疑等はなかったので、議長は、第6号議案について審議を終了し、 採決に入ることを告げ、採決が行われました。

## ◆採決結果

第6号議案は右記の通り、賛成が出席組合員の過半数を得ており、原案通り可決されました。

	賛成	反対	保留	合計
実出席	3 4	0	2	3 6
議決権行使書	3 2 8	1	0	3 2 9
委任状	18	0	0	18
合計	3 8 0	1	2	3 8 3

## 第7号議案

## 2023年度事業計画

ついで議長は第7号議案の審議に入る旨を告げ、議案の主旨説明を理事会に求め、大羽副理 事長から主旨説明が行わました。

説明終了後、議長が審議に入る旨を告げ、議場に審議を求めました。議場では、以下の質疑等がありました。書面回答においては、中層棟の共用部分に関する質疑等が6件ありました。

(意見) 夏まつりについては、高齢化が進み、団地の子供の数も少なくなり、担い手が少なくなって負担が大きいといった声を聞くが、是非今年は復活させたいと思っている。皆さんの声を聞きたい。夏まつりは団地の住人のふれあいの機会であり、近隣の方など外部の人との交流の場ともなる。当団地だけの閉鎖的な居住環境となるのは好ましくない。

議長はこの発言を引き取る形で「ご意見で触れられたことは大変重要なことで、当団地の中とともに周辺の住環境も大きく変わっていることもあり、その状況を踏まえながら、おっしゃることに対処して行く必要がある」と述べ、議場からの意見を求めることはせずに他の質疑等に移ろうとしたが、発言者の希望があり、出席の理事会役員から順次発言をすることになった。各理事会役員は夫々に今年の夏まつりを実施するとした場合について、実施の可否をどう判断しているか、自身としての協力の可否などを感想的に述べられた。

(質問) 以前団地のホームページが開設されていたが、今は稼働していない。そのことを住人には広報されているか。今後どうする予定か。

(回答) 開設されていたホームページはその後のメンテナンスが整わず現在は利用できない状況になっている。広報はしていない。復活させる方向で進めるつもりだが、実際に稼働させるとなるとメンテナンス作業なども含め、事務局の体制を整備することがどうしても必要である。現状ではかなり時間がかかりそうに思うが、温かい目で見守ってほしい。

議場からの質疑等は上記以外にはなく、議長は、第7号議案について審議を終了し、採決に入ることを告げ、採決が行われました。

#### ◆採決結果

第7号議案は右記 の通り、賛成が出席 組合員の過半数を得 ており、原案通り可 決されました。

	賛成	反対	保留	合計
実出席	3 6	0	0	3 6
議決権行使書	3 2 7	1	0	3 2 8
委任状	18	0	0	18
合計	3 8 1	1	0	3 8 2



## 第8号議案

## 2023年度予算

ついで議長は第8号議案の審議に入る旨を告げ、議案の主旨説明を理事会に求めた。大羽副理事長からは主旨説明が行われ、説明終了後、議長が審議に入る旨を告げ、議場は審議に入りましたが、議場においては質疑等はありませんでした。書面回答においては、管理会計の今後の収支見通しに関する意見が1件ありました。

議長は、第8号議案について審議を終了し、採決に入ることを告げ、採決が行われました。

#### ◆採決結果

第8号議案は右記 の通り、賛成が出席 組合員の過半数を得 ており、原案通り可 決されました。

	賛成	反対	保留	合計
実出席	3 6	0	0	3 6
議決権行使書	3 2 9	0	0	3 2 9
委任状	18	0	0	18
合計	3 8 3	0	0	3 8 3

## 第9号議案

## 2023年度役員選任

ついで議長は第9号議案の審議に入る旨を告げ、議案の主旨説明を理事会に求めました。大羽副理事長から主旨説明が行われ、説明終了後、議長が審議に入る旨を告げ、議場は審議に入りましたが、議場では質疑等はありませんでした。書面回答においては、規約の定めの役員被選任要件に関する意見が1件ありました。

議長は、第9号議案について審議を終了し、採決に入ることを告げ、採決が行われました。

#### ◆採決結果

第9号議案は右記 の通り、賛成が出席 組合員の過半数を得 ており、原案通り可 決されました。

	賛成	反対	保留	合計
実出席	3 6	0	0	3 6
議決権行使書	3 2 9	0	0	3 2 9
委任状	18	0	0	1 8
合計	3 8 3	0	0	3 8 3

(新任理事) 小野寺 洋子、佐藤 英治、桜庭 絹子、青山 眞知子、 薬師寺 絵実理、黒崎 清子、府川 祐二

(新仟監事) 吉岡 あや子

(再任理事)後藤京子、甲田眞市、増田成一、杉原文治、関口武美

(再任監事) 田中 克子

その後、新任理事、新任監事は登檀して就任の挨拶があり、



▲新任理事・役員の方々の挨拶

再任理事、再任監事は、司会進行役より氏名が報告され、議場の席で立礼・挨拶をされました。

議長は、以上をもって本総会の議案の審議・議決が全て終了したことを告げ、書記及び立会 人を解任し、自らも退任し議事を終了しました。

これを受け関口副理事長が閉会を告げ、午後2時00分に本総会は閉会しました。

## 一 第41回通常総会を通じて理事会の見解報告 一

今回の総会で、組合員の皆様から多くのご意見・ご質問をお寄せいただきありがとうございました。以下の通り、理事会としての見解をご報告します。

今後とも、組合運営へ皆様のご理解ご協力、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

# ●未払金未計上に関する事案の経緯、今後の措置、再発防止策等について (→P.3 第1号議案) 本来は「未払金」に計上すべきでしたが、2月に会計担当の事務職員が急遽産休に入り、未経験の新たな会計担当職員を採用して2022年度の決算処置を行うという厳しい状況に追い込まれました。

そこで、2・3月に行われる委員会の役員手当てについては未確定のため、2022年度の決算処置をスムースに進めるために委員会手当を1月までの委員会とすることで会計帳簿を締め、2・3月分を先送りして次年度で払えないか検討しました。

委員手当の支払時期については「委員会の委員手当の支給に関する内規」に基づくことから、緊急対応として理事会の了解があれば可能と判断して、理事会と同時に各委員会の委員長の了解も得たうえで次年度の上期で支払うようにしたのが全体の経過です。

上述のとおり2022年度2・3月の役員手当は、2023年度の上期の委員会手当と合わせて支払うように2023年度の各種委員会費に計上しております。

また、今回のような未払金を決算書に計上しなかったことへの反省と防止策としては、会計処置で緊急対応が必要になった時に対応できる応援者を確保するためにも、以前に会計担当をしていた旧職員とのネットワークを構築しておくことが重要と考えております。

# ●備品処理の不備に対するお詫びと経緯報告、および今後の対応措置について(→P.3 第1号議案) 購入品の要求部門が植栽委員会等の管理事務所以外の場合には、届いた購入品を要求者に確認してもらってから管理事務所の備品台帳に登録する流れになっており、この時に購入品の情報の共有がうまく出来ず備品台帳に見落としが発生しました。

そこで、管理事務所以外の部門においても購入品を独自の購入品台帳に記載して管理事務所が定期的にこの台帳を確認した後、正式な管理台帳に登録するという流れにして見落としがないようにします。

## ●不法投棄監視カメラの設置に向けて (→P.4 第3号議案 )

清瀬市の防犯カメラに関する条例に基づくガイドラインに適合するように、総会で決議された細則を補強して「不法投棄監視カメラの設置及び管理運用要領」を作成しています。

これを清瀬市の防災防犯課に説明し、さらに修正追加等を行うことで了解が得られれば正式に「清瀬市防犯カメラ設置及び運用に関する基準届」を清瀬市に申請する予定です。その結果は広報誌等で団地住民の皆様に報告します。

## ●テレビ埼玉の同意について (→P.7 第5号議案 )

テレビ埼玉については同意が必要なことを確認し、申請書を入手して申請中です。また、他局についても 調査して適切に措置します。

## ●テレビ共同受信施設の改修工事の相見積もりについて (→P.7 第5号議案)

平成3年の改修工事が約4,300万円であったこと、これに対して今回の見積が約3,500万円であったことから業者選定および費用見積もりは適切と考えました。また、この選定の業者(アイシンピークス株式会社)は、テレビ関係の修理工事を通じて当団地の施設の状況を良く理解しており、信頼ができます。